

議 案 書

平成 2 8 年 9 月

第 3 回 定 例 会

(追 加 提 出 分)

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
諮問 1	生活保護費返納金の督促処分についての審査請求に係る諮問について		1

平成28年9月8日提出

松山市長 野 志 克 仁

生活保護費返納金の督促処分についての審査請求に係る諮問について

生活保護費返納金の督促処分についての審査請求があったので、地方自治法第231条の3第7項の規定により次のとおり諮問する。

記

1 当事者

(1) 審査請求人 松山市在住 男性

(2) 処分庁 松山市福祉事務所長

2 審査請求に係る処分 返納金の納付に係る督促処分

3 審査請求年月日 平成27年8月11日

4 審査請求の概要 平成27年6月26日、処分庁が審査請求人に対してした平成26年7月分、同年8月分及び平成27年2月分の生活保護費合計56,097円の返納を求める督促処分は、審査請求人の経済的事実等を考慮せず、督促金額の内訳及び納付の期限を指定した理由を付記することなく違法又は不当に行われたとして、その取消しを求めるものである。

5 裁決の趣旨 審査請求のうち、平成26年7月分及び8月分の生活保護費の返納を求める督促処分に係る部分の請求を却下し、その余の部分に係る請求を棄却する。

6 裁決の理由

(1) 平成26年7月分及び8月分の生活保護費の返納を求める督促処分は、既に処分庁により自ら取り消され、審査請求の対象となる処分を欠き法律上の利益がなくなっているから、不適法なものとして却下が相当である。

(2) 平成27年2月分の生活保護費の返納を求める督促処分は、処分庁が、地方自治法第231条の3第1項の規定に従ってしたものであり、その際同項の規定が審査請求人の経済的事実等を考慮すること並びに督促する金額の内訳及び納付の期限を指定した理由を付記することを必要としていないのは明らかであるから、違法又は不当な点はなく、棄却が相当である。

(提案理由)

生活保護費返納金の督促処分についての審査請求があつたので、地方自治法第231条の3第7項の規定により諮問する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(督促、滞納処分等)

第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

7 普通地方公共団体の長は、第1項から第4項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。